協議第５５号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成１６年　７月２２日　提出

菊池北部四市町村合併協議会会長　　松　岡　一　俊

国民健康保険事業の取扱いについて（給付関係）
国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。 １．四市町村で差異のない国民健康保険事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ２．四市町村で差異のあるものについては、次のとおり調整する。 (1)国民健康保険被保険者証の交付については、次のとおり調整する。 ア　被保険者証の発行及び更新については、合併までに調整する。 イ　被保険者証は、配達記録等郵送で統一する。 (2) 葬祭費については、七城町、旭志村、泗水町の例により新市に引き継ぐ。 (3) 国民健康保険運営協議会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧四市町村の均衡に配慮して合併までに調整する。 (4) はり・きゅう券交付事業については、次のとおり合併時に再編して新市に引き継ぐ。 ア　交付枚数は、七城町の例による。 イ　交付対象及び国民健康保険者負担額は、四市町村ともに差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ウ　指定施術者は、合併時に四市町村が指定している全ての施術者とする。 (5) 人間ドック助成事業については､次のとおり合併時に再編して平成 17 年度から実施する。

ア　対象者は、年齢を 30 歳以上 70 歳未満とするほか、菊池市、七城町の例による。

イ　検査内容は、四市町村とも差異はなく現行のまま新市に引き継ぐ。

ウ　国民健康保険者負担額は、菊池市、七城町、泗水町の例による。

エ　検査機関は、合併時に四市町村が実施している全ての検査機関とする。

(6) 出産育児一時金受領委任払事業については、泗水町の例により、平成 17 年度から実施する。

(7) 高額療養費委任払い事務事業については、七城町、泗水町の例により、合併時再編する。

(8) 無受診世帯表彰事業については、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の内容を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

(9) 滞納対策事業については、合併時要綱を統一して、新市に引き継ぐ。

(10) 医療費通知事業については、合併時配布方法を統一して、新市に引き継ぐ。

平成１６年　９月　２日　確認

菊池北部四市町村合併協議会　協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い(給付関係)	関係項目	療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児一時金、食事療養費標準負担額減額認定事務、特定疾病療養受領証交付事務、介護保険２号被保険者適用除外事務、第三者行為求償事務
調整の内容	国民健康保険事業の取扱い（給付関係）については、次のとおり調整する。 １、四市町村で差異のない国民健康保険事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。		

		現況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	療養の給付	・一般、退職被保険者及び被扶養者(7割)、3歳未満（8割)、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合9割、一定所得者8割 ・国保連合会資料により支給	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	四市町村とも事務事業に差異は無く、現行のまま新市に引き継ぐ。
	療養費	負担割合は、療養給付費と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	高額療養費	・世帯一部負担金が、72,300円を超えた額（医療費が241,000円を超えたときは超えた分の1%を加える。） ・住民税非課税世帯の場合一部負担金が35,400円を超えた額。 ・上位所得者の場合一部負担金が、139,800円を超えた額。（医療費が466,000円を超えたときは、超えた分の1%を加える。） ・世帯合算、同一世帯年4回以上支給の場合軽減、長期疾病高額の軽減)				
	出産育児一時金	１件：30万円	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	食事療養費標準負担額減額認定事務					四市町村とも事務事業に差異は無く、現行のまま新市に引き継ぐ。 ･啓発方法は、新市において検討する。
	通知	該当者へ文書で通知	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	啓発	国保特集広報（4回/年）	被保険者発行時パンフレット同封及び町広報掲載	被保険者発行時パンフレット同封	旭志村と同様	

菊池北部四市町村合併協議会　協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い(給付関係)	関係項目	療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児一時金、食事療養費標準負担額減額認定事務、特定疾病療養受領証交付事務、介護保険２号被保険者適用除外事務、第三者行為求償事務
調整の内容	国民健康保険事業の取扱い（給付関係）については、次のとおり調整する。 １、四市町村で差異のない国民健康保険事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。		

		現況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	特定疾病療養受領証交付	該当者へは、文書や広報で通知	継続該当者へは、文書で、申請する旨通知。啓発：被保険者発行時パンフレット同封。遡及適用有	啓発：被保険者発行時パンフレット同封 遡及適用有	七城町と同様	四市町村とも事務事業に差異は無く、現行のまま新市に引き継ぐ。
	介護保険２号被保険者適用除外事務	介護保険法施行法第11条第1項及び国民健康保険法施行規則第5条の4の規定に基づく適用除外	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	第三者行為求償事務	レセプト審査時や本人からの申し出、医療機関からの連絡を受け調査し、該当する場合は国保連合会との求償委託契約に基づき実施している。	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	

菊池北部四市町村合併協議会　協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い(給付関係)	関係項目	被保険者証交付事務、葬祭費、国民健康保険運営協議会
調整の内容	２、四市町村で差異のあるものについては、次のとおり調整する。 （１）国民健康保険被保険者証の交付については、次のとおり調整する。 ア　被保険者証の発行及び更新については、合併までに調整する。 イ　被保険者証は、配達記録等郵送で統一する。 （２）葬祭費については、七城町、旭志村、泗水町の例により新市に引き継ぐ。 （３）国民健康保険運営協議会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧四市町村の均衡に配慮して合併までに調整す る		

		現況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	被保険者証交付 更新日	10月1日	4月1日	七城町と同様	七城町と同様	ア 被保険者証の発行及び更新については、合併までに調整する。 イ 被保険者証は、配達記録等郵送で統一する。
	被保険者証交付 交付方法	配達記録郵便（一般）、窓口渡し（滞納者）	各区長に依頼、他配達記録郵便、窓口渡し（滞納者）	各集落の公民館等や役場窓口（滞納者）	配達記録で郵送。短期証同様	
	被保険者証交付 有効期限	翌年9月30日までの1年間	翌年3月31日までの1年間	七城町と同様	七城町と同様	
	被保険者証交付 短期被保険者証の交付	有効期限3月	菊池市と同様	菊池市と同様	主に3月、6月を納付状況により交付。	
	被保険者証交付 資格証明書	要綱により交付	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	被保険者証交付 被保険者証交付審査会	あり	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	葬祭費					七城町、旭志村、泗水町の例により新市に引き継ぐ。
	葬祭費 支給額	25,000円	20,000円	七城町と同様	七城町と同様	
	国民健康保険運営協議会					・国民健康保険運営協議会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧四市町村の均衡に配慮して合併までに調整する。 ・報酬等は、別途協議する。
	国民健康保険運営協議会 委員	被保険者代表、保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表各々３人	委員構成は、菊池市と同様で各々2人	七城町と同様	七城町と同様	
	国民健康保険運営協議会 任期	2年	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	国民健康保険運営協議会 開催回数	市長から諮問があった時等2、3回開催	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	国民健康保険運営協議会 報酬	年報酬60,000円費用弁償2,200円	報酬日額3,700円/回（会長3,800円/回）費用弁償2,200円	報酬日額3,700円/回（会長3,800円/回）費用弁償2,200円	報酬日額3,700円/回（会長3,800円/回）費用弁償2,200円	

菊池北部四市町村合併協議会　協議事項調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱い(給付関係)	関係項目	国民健康保険保健事業
調整の内容	（４）はり・きゅう券交付事業については、次のとおり合併時に再編して新市に引き継ぐ。 ア　交付枚数は、七城町の例による。 イ　交付対象及び国民健康保険者負担額は、四市町村ともに差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ウ　指定施術者は、合併時に四市町村が指定している全ての施術者とする。 （５）人間ドック助成事業については、次のとおり合併時に再編して平成17年度から実施する。 ア　対象者は、年齢を30歳以上70歳未満とするほか、菊池市、七城町の例による。 イ　検査内容は、四市町村とも差異はなく現行のまま新市に引き継ぐ。 ウ　国民健康保険者負担額は、菊池市、七城町、泗水町の例による。 エ　検査機関は、合併時に四市町村が実施している全ての検査機関とする。		

市町村別内容		現況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
はり・きゅう券交付事業	交付枚数	1世帯30枚。（追加交付は、施術者の証明書添付）	１世帯４０枚	１世帯３０枚	旭志村と同様	ア 交付枚数は、七城町の例による。 イ 交付対象及び国民健康保険者負担額は、四市町村ともに差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ウ 指定施術者は、合併時に四市町村が指定している全ての施術者とする。
	交付対象	国保税過年度完納世帯	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	施術者の指定	①はり師又はきゅう師の免許保持者 ②菊池市、七城町、旭志村に事業所保持者	①はり師又はきゅう師の免許保持者。 ②町内又は菊池市及び泗水町、鹿本町、植木町に施術を有する鍼灸師会員。	①はり師またはきゅう師の免許保持者 ②菊池郡市内に施術所を有し、菊池郡市鍼灸師会員であること。	①はり師またはきゅう師の免許保持者 ②泗水町内に施術所を有すること。	
	保険者負担額	1,000円/回	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
人間ドック助成事業	対象者	①被保険者期間が3ヶ月以上 ②35歳以上69歳以下 ③納期限到来分までの国保税完納世帯	①被保険者期間が3ヶ月以上の者 ②満３０歳以上の者 ③納期到来分までの国保税の完納世帯	３５歳以上７０歳未満	３０歳以上	ア 対象者は、年齢を30歳以上70歳未満とするほか、菊池市、七城町の例による。 イ 検査内容は、四市町村とも差異はなく現行のまま新市に引き継ぐ。 ウ 国民健康保険者負担額は、菊池市、七城町、泗水町の例による。 エ 検査機関は、合併時に四市町村が実施している全ての検査機関とする。
	検査内容	1泊2日、日帰りコース	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	国保負担額	検査料の７割。但し、オプション分は自己負担	菊池市と同様	検査料の７割（但し、補助金限度額は４４，１００円）	菊池市と同様	
	検査機関	菊池郡市医師会立病院、公立菊池養生園、日赤健康管理センター、菊池中央病院、川口病院、菊池胃腸科	公立菊池養生園、日赤健康管理センター、済生会熊本病院検診センター	公立菊池養生園、日赤健康管理センター、菊池郡医師会立病院、済生会熊本病院検診センター、高野病院総合検診センター	公立菊池養生園	

菊池北部四市町村合併協議会　協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い(給付関係)	関係項目	出産育児一時金受領委任払、高額療養費委任払い、無受診世帯表彰
調整の内容	（６）出産育児一時金受領委任払事業については、泗水町の例により、平成17年度から実施する。 （７）高額療養費委任払い事務事業については、七城町、泗水町の例により、合併時再編する。 （８）無受診世帯表彰事業については、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の内容を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

市町村別内容			現況				調整の具体的内容
市町村名			菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
出産育児一時金受領委任払			事務事業無し	事務事業無し	事務事業無し		泗水町の例により、平成17年度から実施する。
		対象				出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる妊娠4月以上。	
		対象費用				医療機関等への支払のための費用。	
		申請				委任払い取扱い機関の同意を得、町長に申請。	
		費用額				分娩費用額が出産育児一時金支給額未満のときの残額は、適用対象者に支払う。	
高額療養費委任払い			・高額療養費の支払いが、真に困難なもの。 ・医療費の一部負担金が、１０万円以上。 ・その他町長が必要と認めたもの。	・高額療養費の支払いが、真に困難なもの。 ・住民税非課税世帯。 ・その他町長が必要と認めたもの。	・高額療養費の支払いが、真に困難なもの。 ・医療費の一部負担金が、２０万円以上。 ・その他町長が必要と認めたもの。	七城町と同様	七城町、泗水町の例により、合併時再編する。
無受診世帯表彰							菊池市、七城町、旭志村、泗水町の内容を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
		目的	健康で一定期間医療を受診しない世帯を表彰することで医療費の抑制を図る	健康の保持増進及び健全な保険運営のため。	健康増進と健全なる保険運営を図る。	旭志村と同様	
		対象者	特別表彰／5年以上無受診世帯 一般表彰／1年・3年以上	1年間及び3年間、国保被保険者すべてが無受診である世帯及び老人	前年度中、保険税を各納期ごとに完納している世帯。 前年度中、療養の給付及び療養費の支給を受けなかった老人医療支給対象者。	前年度中その資格を有し、前年度の保険税を完納し、療養の給付を受けなかった家庭、療養の給付を受けなかった老人医療費支給対象者及び介護保険被保険者	

菊池北部四市町村合併協議会　協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	国民健康保険事業の取扱い(給付関係)	関係項目	滞納対策事業、医療費通知事業
調整の内容	（９）滞納対策事業については、合併時要綱を統一して、新市に引き継ぐ。 （10）医療費通知事業については、合併時配布方法を統一して、新市に引き継ぐ。		

		現況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	滞納対策事業					合併時要綱を統一して、新市に引き継ぐ。
	収納計画	①納税相談 ②戸別訪問等による臨戸徴収 ③現金給付に係る保険給付の請求及び支給時の納付指導 ④誓約書（分納）	菊池市同様	①年間又は月間の収納目標 ②滞納者の呼出等による納付指導 ③個別訪問等による臨戸徴収の実施に関する給付指導 ④現金給付に係る保険給付の請求及び支給時に実施する納付指導	①納税相談の実施 ②戸別訪問等による臨戸徴収の実施 ③現金給付に係る保険給付の請求及び支給時の納付指導 ④誓約書（月々の納付、定額納付、分割納付）	
	短期被保険者証の交付対象	・滞納が5期以上ある世帯主 ・滞納がある世帯主で、税務課長が特に認める者	前年度以前の滞納世帯　3ヶ月	前年度以前の保険税を滞納している世帯主に、３ヶ月を有効期限とする短期被保険者証を交付している。	前年度、前々年度分の滞納がある世帯　3ヶ月、6ヶ月	
	資格証明書の交付	国民健康保険法及び同法施行規則の規定に基づき、納期限から1年を過ぎて保険税を滞納したもの	国民健康保険法及び同法施行規則による他七城町国民健康保険税滞納対策事業実施要綱による	国民健康保険法及び同法施行規則による他旭志村国民健康保険税滞納対策事業実施要綱による	国民健康保険法及び同法施行規則による他泗水町国民健康保険税滞納対策事業実施要綱による	
	医療費通知事業	「国民健康保険における医療費の通知について（昭和55年7月4日保険発第51号小職通知）」				被保険者の健康に対する認識を深めるために重要であり、合併時に配布方法を統一して、新市に引き継ぐ。
	回数	年6回と年間分1回	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様	
	方法	嘱託区長	菊池市と同様（郵送有）	郵送	七城町と同様	

協議第55号　国民健康保険事業の取扱い　　参考資料①

任意給付の状況

	出産育児一時金	葬祭費	備　　考
熊本市	300,000	20,000	
八代市		20,000	
人吉市		20,000	
荒尾市		25,000	
水俣市		20,000	
玉名市		20,000	
本渡市		25,000	
山鹿市		25,000	合併協議で20,000円
牛深市		25,000	
宇土市		20,000	
菊池市		**25,000**	
七城町		**20,000**	
旭志村		**20,000**	
泗水町		**20,000**	
大津町		20,000	合併協議で20,000円
菊陽町		20,000	
合志町		20,000	
西合志町		20,000	

協議第55号　　国民健康保険事業の取扱い　　参考資料②

国保事業年別状況

			平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考(類似団体平成14年度)
年間平均世帯・人数	国保世帯数	菊池市	5,152	5,245	5,362	5,453	人吉市　8,397世帯
		七城町	1,039	1,050	1,075	1,098	荒尾市　12,614世帯
		旭志村	930	955	966	988	山鹿市　7,134世帯
		泗水町	2,188	2,262	2,347	2,438	宇土市　6,720世帯
		計	9,309	9,512	9,750	9,977	
	若人	菊池市	7,168	6,953	6,929	7,316	人吉市　8,397人
		七城町	2,001	1,953	1,942	1,935	荒尾市　10,639人
		旭志村	1,920	1,871	1,852	1,870	山鹿市　8,645人
		泗水町	3,336	3,340	3,364	3,448	宇土市　9,066人
		計	14,425	14,117	14,087	14,569	
	老人	菊池市	3,576	3,805	3,896	3,860	人吉市　5,486人
		七城町	854	867	912	931	荒尾市　8,948人
		旭志村	693	732	764	789	山鹿市　4,635人
		泗水町	1,314	1,387	1,459	1,505	宇土市　4,223人
		計	6,437	6,791	7,031	7,085	
	退職	菊池市	1,025	1,040	1,052	1,019	人吉市　1,941人
		七城町	145	158	147	154	荒尾市　4,032人
		旭志村	123	150	145	154	山鹿市　1,890人
		泗水町	544	576	615	650	宇土市　1,699人
		計	1,837	1,924	1,959	1,977	
	計	菊池市	11,769	11,798	11,877	12,195	人吉市　16,091人
		七城町	3,000	2,978	3,001	3,020	荒尾市　23,701人
		旭志村	2,736	2,753	2,761	2,813	山鹿市　14,685人
		泗水町	5,194	5,303	5,438	5,603	宇土市　14,988人
		計	22,699	22,832	23,077	23,631	
	老人加入率	菊池市	30.38%	32.25%	32.80%	31.65%	人吉市　34.09%
		七城町	28.47%	29.11%	30.39%	30.83%	荒尾市　37.88%
		旭志村	25.33%	26.59%	27.67%	28.05%	山鹿市　31.56%
		泗水町	25.30%	26.16%	26.83%	26.86%	宇土市　28.18%
		計	28.00%	30.00%	30.00%	30.00%	
歳入（千円）		菊池市	2,504,253	2,489,273	2,546,174	2,448,738	人吉市　3,602,257千円
		七城町	546,829	587,514	605,727	590,426	荒尾市　5,814,695千円
		旭志村	523,610	566,204	607,047	607,194	山鹿市　3,108,634千円
		泗水町	1,211,288	1,230,039	1,248,193	1,194,847	宇土市　3,262,681千円
		計	4,785,980	4,873,030	5,007,141	4,841,205	
歳出（千円）		菊池市	2,411,167	2,414,248	2,518,209	2,404,489	人吉市　3,489,410千円
		七城町	515,655	544,075	574,988	556,482	荒尾市　5,614,375千円
		旭志村	480,485	511,667	548,682	561,996	山鹿市　2,984,031千円
		泗水町	1,126,625	1,130,084	1,189,279	1,127,798	宇土市　3,033,582千円
		計	4,533,932	4,600,074	4,831,158	4,650,765	
単年度収支（千円）		菊池市	40,145	△ 18,061	△ 58,297	16,285	人吉市　△33,400千円
		七城町	2,144	6,439	△ 16,261	△ 13,094	荒尾市　16,617千円
		旭志村	△ 7,029	11,412	3,827	△ 13,166	山鹿市　△169,097千円
		泗水町	△ 14,680	23,792	△ 46,040	△ 8,865	宇土市　73,572千円
		計	20,580	23,582	△ 116,771	△ 18,840	
基金保有額（千円）		菊池市	248,303	285,271	218,996	219,942	人吉市　119,907千円
		七城町	216,730	214,224	211,409	195,357	荒尾市　435,617千円
		旭志村	73,403	75,403	77,403	79,403	山鹿市　201,340千円
		泗水町	109,153	118,007	103,298	90,386	宇土市　250,451千円
		計	647,589	692,905	611,106	585,088	

国保事業年別状況

				平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考(類似団体平成14年度)	
一人当り基金保有額（円）			菊池市	23,111	26,517	20,231	19,680	人吉市	8,474円
			七城町	75,912	75,966	74,075	68,164	荒尾市	22,240円
			旭志村	28,091	28,968	29,588	29,862	山鹿市	15,161円
			泗水町	23,474	24,964	21,418	18,249	宇土市	18,847円
			計	31,042	33,141	28,938	27,020		
保険税（円、%）	医療分	均等割	菊池市	19,900	19,900	19,900	26,400	人吉市	19,800円
			七城町	27,400	27,400	27,400	27,400	荒尾市	26,000円
			旭志村	23,100	25,000	25,000	27,000	山鹿市	24,500円
			泗水町	27,400	27,400	27,400	27,400	宇土市	24,120円
		平等割	菊池市	25,800	25,800	25,800	25,200	人吉市	26,700円
			七城町	33,200	33,200	33,200	33,200	荒尾市	27,300円
			旭志村	31,200	31,200	31,200	32,000	山鹿市	34,000円
			泗水町	33,200	33,200	33,200	33,200	宇土市	35,760円
		資産割	菊池市	36.00	36.00	36.00	0.00	人吉市	25.00%
			七城町	0.00	0.00	0.00	0.00	荒尾市	25.00%
			旭志村	0.00	0.00	0.00	0.00	山鹿市	45.00%
			泗水町	0.00	0.00	0.00	0.00	宇土市	0%
		所得割	菊池市	8.00	8.00	8.00	8.80	人吉市	8.60%
			七城町	7.80	7.80	7.80	7.80	荒尾市	9.80%
			旭志村	6.90	7.80	7.80	8.00	山鹿市	7.50%
			泗水町	7.80	7.80	7.80	7.80	宇土市	9.50%
		調定額／人	菊池市	73,387	74,992	75,062	71,694	人吉市	71,512円
			七城町	74,891	76,709	75,620	77,125	荒尾市	78,856円
			旭志村	58,843	67,989	75,401	69,854	山鹿市	76,764円
			泗水町	74,289	77,152	77,944	76,325	宇土市	74,631円
	介護分	均等割	菊池市	0	7,200	7,200	7,200	人吉市	5,800円
			七城町	0	6,000	6,000	6,000	荒尾市	4,800円
			旭志村	0	6,000	6,000	6,000	山鹿市	10,000円
			泗水町	0	6,500	6,500	6,500	宇土市	5,700円
		平等割	菊池市	0	3,600	3,600	3,600	人吉市	3,400円
			七城町	0	4,000	4,000	4,000	荒尾市	3,200円
			旭志村	0	4,000	4,000	4,000	山鹿市	0円
			泗水町	0	3,900	3,900	3,900	宇土市	3,400円
		所得割	菊池市	0.00	0.80	0.80	0.80	人吉市	1.00%
			七城町	0.00	0.47	0.47	0.47	荒尾市	1.15%
			旭志村	0.00	0.80	0.80	0.80	山鹿市	0.57%
			泗水町	0.00	0.80	0.80	0.80	宇土市	0.85%

国保事業年別状況

			平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考(類似団体平成14年度)	
現年度医療分収納率（%）	一般	菊池市	94.70	94.68	93.84	91.53	人吉市	89.73%
		七城町	96.37	96.07	96.50	95.72	荒尾市	91.70%
		旭志村	97.49	95.57	96.60	96.28	山鹿市	89.09%
		泗水町	91.64	91.69	90.01	88.16	宇土市	90.84%
	退職	菊池市	99.26	99.64	99.19	98.67	人吉市	98.30%
		七城町	100.00	99.98	99.05	100.00	荒尾市	97.81%
		旭志村	99.80	100.00	99.38	99.98	山鹿市	97.67%
		泗水町	97.96	98.62	97.42	97.25	宇土市	97.79%
	計	**菊池市**	**95.15**	**95.15**	**94.37**	**92.22**	人吉市	90.97%
		七城町	**96.53**	**96.27**	**96.64**	**95.94**	荒尾市	92.95%
		旭志村	**97.62**	**95.81**	**96.73**	**96.49**	山鹿市	90.09%
		泗水町	**92.39**	**92.49**	**90.89**	**89.35**	宇土市	91.73%
一人当り療養諸費（円）	若人	菊池市	215,468	213,349	212,185	203,624	人吉市	244,274円
		七城町	185,892	190,470	196,426	209,183	荒尾市	266,168円
		旭志村	174,132	173,459	188,983	190,659	山鹿市	209,101円
		泗水町	188,845	189,458	205,125	182,750	宇土市	207,517円
	退職	菊池市	375,022	340,113	392,861	424,775	人吉市	362,260円
		七城町	365,783	343,282	324,470	369,449	荒尾市	350,231円
		旭志村	371,688	406,143	417,129	440,850	山鹿市	348,824円
		泗水町	428,476	408,818	362,051	419,575	宇土市	349,883円
	老人	菊池市	894,031	739,690	749,071	760,264	人吉市	740,030円
		七城町	772,983	666,930	703,819	717,825	荒尾市	847,853円
		旭志村	827,518	704,512	743,021	792,626	山鹿市	763,746円
		泗水町	926,856	788,050	822,911	792,396	宇土市	775,006円
	計	**菊池市**	**435,545**	**394,274**	**404,302**	**398,293**	人吉市	427,527円
		七城町	**361,712**	**337,292**	**356,894**	**374,170**	荒尾市	500,888円
		旭志村	**348,509**	**327,340**	**354,273**	**373,198**	山鹿市	397,531円
		泗水町	**400,648**	**369,846**	**388,622**	**373,978**	宇土市	383,550円

※類似団体の数字は、平成14年度末現在及び熊本県国保事業状況（熊本県、熊本県国保連資料）
※平成11年度介護保険料は、介護保険導入前につき賦課無し。
※基金保有額は、若人+老人被保険者の1人当り額。

協議第５５号　国民健康保険の取扱いについて　　参考資料③

国民健康保険法（抜粋）
（第１条から第８条まで省略） （届出等） 第９条　被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。 ２　世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 ３　市町村は、保険料（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第７項、第 63 条の２及び第 72 条の４において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第６項及び第８項において「老人保健法の規定による医療等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。 ４　市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 ５　前２項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。 ６　前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（老人保健法の規定による医療等を受けることができる者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する老人保健法の規定による医療等を受けることができる者があるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証）を交付する。 ７　市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。 ８　世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者となったときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。 ９　世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。 10　住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条から第 24 条まで又は第 25 条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第 28 条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第２項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。 11　前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 （第 12 条省略） （国民健康保険運営協議会） 第 11 条　国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 ２　前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。 （第 12 条から第 35 条まで省略）

（療養の給付）
第 36 条　市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。
1．診察
2．薬剤又は治療材料の支給
3．処置、手術その他の治療
4．居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5．病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
２　食事の提供たる療養（前項第５号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び選定療養（健康保険法第 63 条第２項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
３　被保険者が第１項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第 63 条第３項第１号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。
４　第１項の給付（健康保険法第 63 条第４項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 48 条第１項第３号に規定する指定介護療書施設サービスを行う同法第７条第 23 項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。
（36 条から第 57 条まで省略）
第 58 条　保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。
2　保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。
（59 条から第 81 条まで省略）
（保健事業）
第 82 条　保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。
２　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

国民健康保険法施行令（昭和 33 年 12 月 27 日政令３６２号）

（国民健康保険運営協議会の組織）
第３条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
２　協議会は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法第 81 条の２第１項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
３　委員の定数は、条例で定める。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長）
第５条　協議会に、会長１人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
２　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

介護保険法施行法　（平成 9 年 12 月 17 日法律第 124 号）
（適用除外に関する経過措置） 第１１条　介護保険法第９条の規定にかかわらず、当分の間、４０歳以上６５歳未満の同法第７条第２６項に規定する医療保険加入者又は６５歳以上の者であって、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第４項第３号の規定により同法第３０条に規定する身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。
国民健康保険法施行規則（昭和３３年１２月２７日厚生省令第５３号）
（身体障害者療護施設等に入所又は入院中の者に関する届出） 第５条の４　　４０歳以上６５歳未満の被保険者が、介護保険法施行法 （平成９年法律第１２４号）第１１条第１項 の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、１４日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 １　被保険者が、介護保険法施行法第１１条第１項の規定の適用を受けるに至つた年月日 ２　被保険者の氏名及び住所 ３　入所又は入院中の施設の名称 ４　被保険者証の記号番号 ２　４０歳以上６５歳未満の被保険者が、介護保険法施行法第１１条第１項の規定の適用を受けなくなったときは、前項の世帯主は、１４日以内に、その年月日並びに前項第２号及び第４号に規定する事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

協議第５５号　国民健康保険の取扱いについて　　参考資料④

団　体　名	調　整　方　針
玉名地域１市８町合併協議（玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町）	1　国民健康保険の賦課形態については、現行のとおり保険税とする。但し、新市においても引き続き検討することとする。 2　賦課方式については、３方式を採用する。但し、不均一課税期間については、旧市町の例による。 3　税率については、合併直前の医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮し合併する日の属する年度の翌年度より統一を図る。但し、急激な負担増となるときは、平成１９年度まで不均一課税を行うものとする。 4　低所得者に対する軽減割合については、７割･５割･２割軽減を適用する。 5　課税限度額については、１市８町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 6　納期については、７月から翌年２月までの８期とする。但し、合併年度については、旧市町の例による。 7　保険税減免については、新市において統一して実施する。但し、対象者・減免基準等については、合併関係市町の実情を考慮し合併までに調整する。 8　保険給付事業の医療費一部負担金及び出産育児一時金については、１市８町に相違がないため現行のとおりとし、葬祭費については、２０，０００円に統一する。 9　高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。但し、実施内容については、関係団体と協議し合併までに調整する。
菊池南部四町合併協議会（大津町、菊陽町、合志町、西合志町）	国民健康保険の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。 1　賦課形態は国民健康保険税とする。 2　課税方式は四町とも相違がないため新市に引き継ぐ。 3　税率については、応能割、応益割のバランスと保険給付の動向をみながら、事業の健全な運営を確保できるよう合併までに調整する。ただし平成１６年度については、各町の税率とする。 4　保険給付については、四町とも相違がないため現行のまま引き継ぐ。 5　国民健康保険運営協議会については、現行のまま引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して合併までに調整する。 6　はり・きゅう補助事業については、大津町の例により調整する。 7　人間ドッグ（外来・宿泊）及び脳ドッグ助成については、新市において次のとおり実施するものとする。 ⑴　対象者については、３５歳以上とし、保険税完納世帯の被保険者とする。 ⑵　医療機関については、合併時に実施しているすべての医療機関とする。 ⑶　助成額は費用額の７割以下とし、５０，０００円を限度とする。
鹿本地域合併協議会（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）	1　国民健康保健事業について、1 市４町で、差異のないものは、現行どおりとする。 2　1 市４町で差異のあるものは、次のとおりとする。 （１）国民健康保険の医療給付分、介護給付金分の税率については、合併直前の医療費等の事業費や、関係法令の改正を基に、合併時から平成 18 年度まで不均一課税を行い、平成 19 年度から統一する。 （２）保険税の納期については、山鹿市の例により平成 17 年度から統一する。 （３）保険税の減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。

	（４） 葬祭費については、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。 （５） 出産育児一時金受領委任払い事業については、山鹿市の例により合併時から統一する。 （６） 高額療養費受領委任払い事業については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。 （７） 高額療養費支払資金貸付事業については、合併時に廃止する。
天草上島四町村合併協議会（大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町）	国民健康保険事業については、次のとおり取扱うものとする。 （１） 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時は負担増とならないよう調整する。ただし、医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮のうえ、合併後３年間で適正な税率に調整していく。 （２）限度額については、４町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。 （３）保険税の減額については、４町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。 （４）給付については、４町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。 （５）出産費資金貸付については、大矢野町の例による。 （６）高額療養費資金貸付については、龍ヶ岳町の例による。 （７）はり、きゆう、あん摩等施術利用については、松島町の例による。 （８）国保税滞納対策事業については、大矢野町、松島町、龍ヶ岳町の例による。 （９）国民健康保険運営協議会については、現行どおり新市に引き継ぐ。 ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して、合併時に調整する。 (10) 保健事業については、合併までに制度を統一できるよう調整する。 ただし、人間ドック助成については、指定病院は現行どおりとし、個人負担を３割程度として実施する。